



IP NEWS

2006年第12号(通巻59号) 2006年12月発行

朗科がソニーを訴えた事件が和解で決着

米国ファイザーが威爾曼を商標権侵害で訴える

有名製薬企業が商標権を侵害されて10万元の賠償を得る

中国企業のマドリッドシステムによる商標登録出願件数が激増

ワシントン州りんご委員会が商標審判委員会を訴える



朗科がソニーを訴えた事件が和解で決着

知識産権報電 2006-11-27

11月23日、全世界のフラッシュディスクの指導的メーカーである朗科会社が発表した広告から記者がまず最初に知ったところによれば、中国知識産権報が注目していた「2004年に朗科がソニー電子(無錫)有限公司を相手どって提起した特許権侵害訴訟」事件が最終的な結果を見、朗科は、ソニー社との裁判上の和解に合意し、さらに、双方が手を組んで友好協力の段階に入る意向を表明したとのことである。今に至って、この二年に渡って続いた特許紛争事件に結果が出されることとなった。

分かっているところによれば、2004年7月、朗科は、深圳で同会社の「データ処理システムに用いるフラッシュ電子的外部記憶方法及びその装置」の発明特許権が侵害されたことを理由として、ソニー電子(無錫)有限公司を人民法院に訴え、朗科のフラッシュディスクの発明特許に対する権利侵害行為を直ちに停止することソニーに要求し、あわせて、人民元1000万元の損害賠償を請求していた。この事件は業界の関心を集めていたが、それに続く二年余の期間、今回の突然の和解発表がされるまで、明らかな進展は全くなかった。

朗科会社が発表した広告によれば、朗科は、既にソニーと和解協議に合意しており、相互の間の法的紛争を友好的に解決し、かつ、「未来の業務開拓に着目する」ことに転じることに同意している。この合意書の条項と条件に基づいて、合意が効



力を生じた後、朗科は、この民事訴訟を取り下げ、一方のソニーは、朗科からUSBフラッシュディスク製品を買い入れることとなる。

業界関係者が中国知識産権報記者の取材を受けたとき語ったところでは、今回の和解と協力は、一つのウィンウィンの結末であるという。ソニーは、今回の和解によって同社の国際的ブランドの風格とイメージをさらに一層広めた。朗科としては、同会社の知的財産権が受けるべき尊重を受けられたにととまらず、これを基礎として、国際的大メーカーとの協力の機会も得られた。同会社の知的財産戦略の実施成功は、国内企業が学習し、手本とするに値するだろう。

和解合意に関する他の具体的な内容について、現時点では、さらに多く情報はまだ明らかにされていない。

米国ファイザーが威爾曼を商標権侵害で訴える

知識産権報 2006-11-28

最近、「偉哥（バイアグラの中国語俗称）」争奪戦に再び変化が起こっている。米国ファイザー社は、商標権を侵害されたとして、広州威爾曼製薬有限公司（以下「広州威爾曼公司」という）らを人民法院に訴え、11月16日午前、北京市第一中級人民法院で本件の開廷審理がされた。

「偉哥」商標事件は、元はといえば、1998年にファイザー社が開発し、生産した抗ED（男性性機能勃起障害）特効薬「Viagra」が世に出たばかりの頃、この「偉哥」という名詞も国内メディアによって中国語に翻訳された名称とされ、広く使用されていたことから始まっている。しかし、その後で、広州威爾曼公司在中国で先んじてこの商標の商標登録出願をし、ファイザーの「Viagra」が中国市場に進出したときには、「万艾可（バイアグラの中国語音訳表記）」としか商標登録できないようになっていた。それで、双方は、「偉哥」商標の争奪をかけた「シーソーゲーム」を開始していた。

2003年、ファイザー社は、「Viagra」特有の菱形と青色が結合した立体商標について、中国で登録の承認を受けた。今回、ファイザー社は、北京健康新概念大薬房有限公司（以下「北京大薬房公司」という）が名を「偉哥」といって、男性勃起機能障害を治療することができるという一種の錠剤を販売し、同錠剤が上海東方製薬有限公司（以下「上海東方公司」という）、江蘇聯環薬業股份有限公司（以下「江蘇聯環公司」という）によって広州威爾曼公司の監督指導の下で生産されていたことを発見したと主張して、広州威爾曼公司、北京大薬房公司及び江蘇聯環公司、上海東方公司破産清算班らを北京市第一中級人民法院まで訴えていた。



ファイザー社は、北京大薬房会社が上記「偉哥」の錠剤を販売するにあたって同社が登録を受けた立体商標の権利を侵害している疑いがあると主張し、それ故、北京大薬房公司、広州威爾曼公司、江蘇聯環公司らに権利侵害の停止と損害賠償 100 万円を請求した。

法廷で、ファイザーの代理人弁護士は、広州威爾曼公司が明らかに示している青色菱形の立体商標とファイザー社が中国で登録を受けた立体商標が極めて類似であるから、消費者において混同を生じ得、一種の著しい侵害行為というべきであると主張した。

これに対し、広州威爾曼公司の代理人は、侵害と訴えられた錠剤は羅針盤状を呈し、色彩は浅緑色で、また、「偉哥」の字句が特に注記されており、通常人が一目で差異を看取することができるから侵害を構成しない、と主張した。広州威爾曼公司の代理人は、さらに、人民法院に訴訟中止の申立ても提出した。その理由は、「万艾可」の立体商標が顕著性を具備し得ず、同公司在既に他の製薬会社と共同で国家工商行政管理総局商標審判委員会に無効審判請求を提出しており、商標審判委員会は、現在、これについて審理をしているところであるというもので、このことによって人民法院に本件審理の一時中止を提案していた。しかし、この「審理中止」は、法廷に受け入れられなかった模様である。

本件については、期日を設けて判決が言い渡される。

有名製薬企業が商標権を侵害されて 10 万円の賠償を得る

知識産権報 2006-11-10

安徽省の有名製薬企業・華佗国薬廠は、銀諾克薬業公司が使用している「華佗銀屑王」商標と同工場が商標登録出願をした「華佗」が類似であるとして、銀諾克薬業公司を人民法院に訴えた。先日、安徽省亳州市中級人民法院は、銀諾克薬業公司に対し第一審判決で、華佗銀屑王の製品のすべてを廃棄した上、経済的損害 10 万円を原告に賠償すべき旨を命じた。

華佗国薬廠の主張は次のとおり。被告は、その商品の外パッケージ上に「華佗」商標と類似する「華佗銀屑王」を使用することで、「華佗」の登録商標専用権を侵害した。また、それらが華佗国薬廠の製品であると公衆に誤認させており、不正競争を構成している。よって、原告が登録を受けた「華佗」医薬品商標を著名商標と認定した上、被告に対して侵害行為を直ちに停止し、かつ、経済的損害 40 万円を賠償すべき旨を命じる判決を人民法院に請求する。

人民法院の次のとおり判示した。「華佗」の二文字は、原告が登録を受けており、



被告は、「華佗」の二文字を全く正当に使用していないから、原告の登録商標に対する権利侵害を構成している。特別法を一般法に優先する法律の適用原則に基づけば、同一の行為に対してさらに不正競争防止法を適用することはされないから、被告において不正競争を構成した旨の認定を求める原告の訴訟上の請求については、支持しない。よって、直ちに判決を言い渡す。

註：「華佗」 ... 中国後漢末に実在した伝説的名医。沛国譙県（現在の安徽省亳州市）の人で、字は元化。当時では画期的な麻酔薬を用いた腹部切開手術を行い、難病、奇病を的確に診断した実例が「後漢書」と「三国志」に数例記録されている。持病の偏頭痛に悩む魏の曹操を一度の鍼治療で全快させるが、曹操に仕えることを拒んだことから、曹操の怒りに触れ処刑される。その後、曹操は息子が病死したとき、彼を殺してしまったことを大変後悔したといわれている。

中国企業のマドリッドシステムによる商標登録出願件数が激増

知識産権報 2006-11-28

先日広東省東莞市で開催された「商標国際登録国際シンポジウム」で明らかにされたところによれば、中国を本国とするマドリッド商標国際登録出願の件数は、発展途上国で第一位を占めているとのことである。現在、益々多くの中国企業は、このマドリッド商標国際登録システムというルートを通じて海外での商標保護を行っている。

シンポジウムで、国家工商行政管理総局商標局長・安青虎氏が語ったところでは、最近 18 年間で、中国を本国とするマドリッド商標国際登録出願の件数は常に増加しており、1989 年の 9 件から 2005 年の 1334 件まで増加しているという。今年前半 9 ヶ月で、中国の出願件数は既に 1432 件に達している。それとともに、外国人又は外国企業がマドリッドシステムを介して中国に拡張する商標登録出願件数も、全体的に常に増加している。

ワシントン州りんご委員会が商標審判委員会を訴える

知識産権報電 2006-11-27

11 月 20 日、北京市第一中級人民法院で、米国ワシントン州りんご委員会が同委員会の中国における商標登録出願が拒絶されたことを不服として商標審判委員会を訴えた事件の開廷審理がされた。



分かっているところによれば、米国ワシントン州りんご委員会は、それぞれ 2002 年 10 月と 2003 年 3 月に、広告、セールス等の役務について「WASHINGTON 及び図形」の商標の登録を受け、生鮮果物等の商品について「華盛頓（ワシントンの中国語表記）及び図形」、「WASHINGTON 及び図形」の二つの商標の登録を受けようとして中国国家工商行政管理総局商標局に出願をしたが、いずれも商標局及び商標審判委員会によって、商標登録出願における「WASHINGTON」及び「華盛頓」が米国の首都の名称及びその訳名であり、公知の地名に該当するから、商標として使用することは許されないとして相次いで拒絶されていた。ワシントン州りんご委員会は、商標審判委員会を直ちに北京市第一中級人民法院まで訴えていた。

法廷審理において、りんご委員会は次のとおり主張した。商標法第十条第二項ただし書きの規定によれば、「地名が他の意義を有するとき、又は団体商標、証明商標の構成部分とされるときは、この限りでなく」とされており、本件における商標は、地名以外の他の意義を確かに有しているから、当該商標登録出願が登録を受けることは妨げられるべきでない。「WASHINGTON」、「華盛頓」は、地名である以外に、第一に、一つの英文の氏であって、また、「華盛頓」が地名とされるのは、本来の英文の氏の意義より後でなければならない。さらに、上記商標は、既に米国国内では登録を認められ、長期間使用された結果、既に全世界で有名商標となっている。「WASHINGTON」、「華盛頓」について商標登録出願をすることに地名を独占する意図はあろうはずがなく、地域内の同業の競争者に対しても不利な影響を及ぼし得ない。

一方、商標審判委員会の主張は次のとおり。商標法第十条第二項ただし書きにおける「他の意義を有するとき」とは、商標が地名以外の他の意義を有するだけでなく、また、当該意義が地名の意義よりも強いものでなければならず、それによって関係公衆の当該商標に対する第一印象が地名ではあり得なくなっているときというべきである。ワシントンは、米国の首都として中国の一般大衆になじまれ、氏としてよりもさらに広く知られているから、この「他の意義を有するとき」という場合には該当しない。

本件については、期日を設けて判決が言い渡される。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街 35 号
国際企業大廈 A 座 16 層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋 4 丁目
5 番 12 号 岩田ビル 5 階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp